資料２

独立行政法人を巡るこれまでの経緯と
今回の独立行政法人の設立について

１．独立行政法人について

中央省庁等改革の一環として、国が行う業務について、国自らが直接実施する必要がないもののうち、廃止又は民営化できない等の業務について、独立行政法人化を進めてきている。

独立行政法人は、第三者機関（独立行政法人評価委員会）による外部評価等により経営責任の厳格化を図る一方、主務大臣が設定した中期目標に基づき、自ら中期計画を作成し、自律的かつ効率的な業務の執行を行うこととされている。

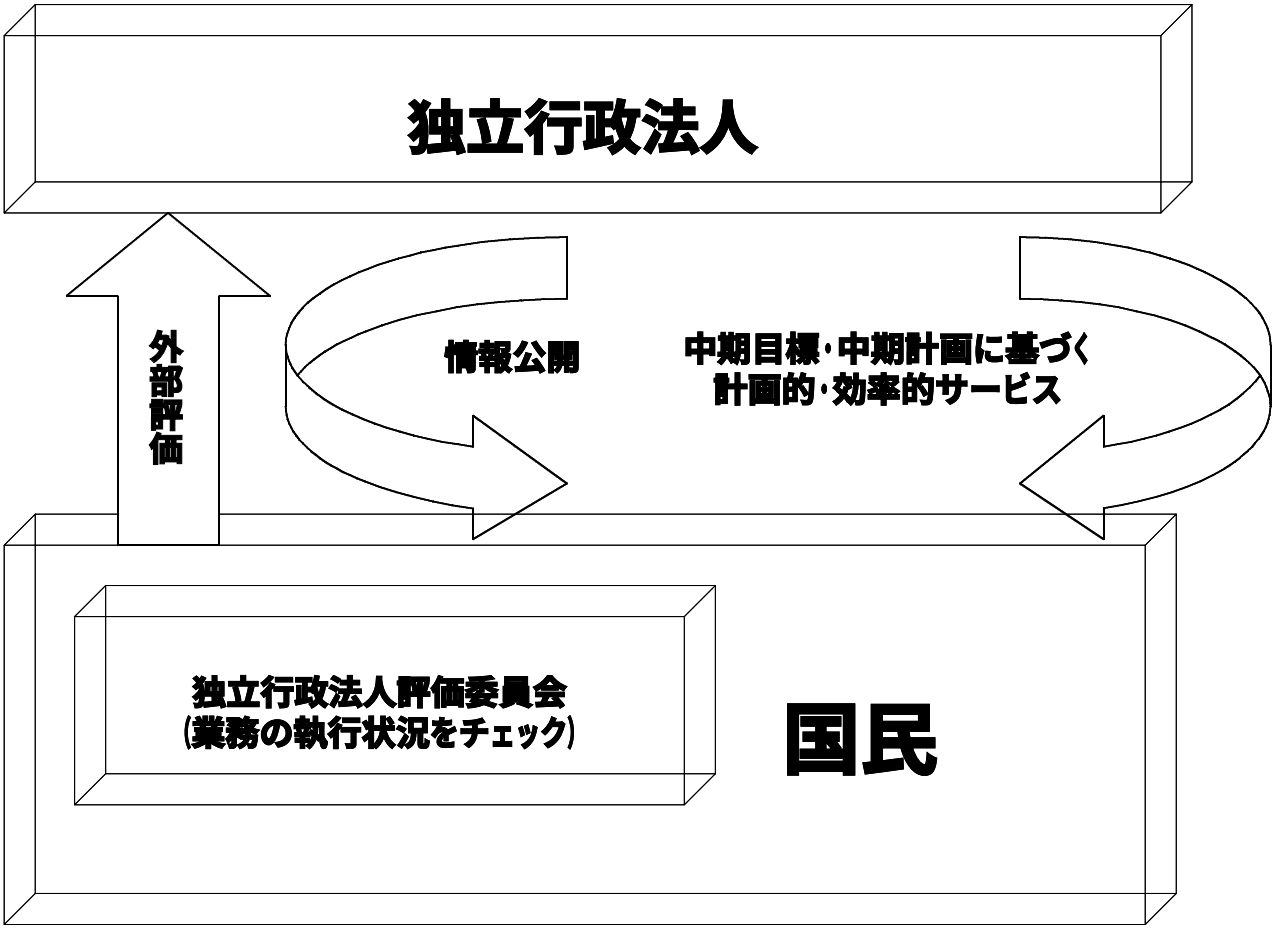

２．国土交通省所管の独立行政法人について

国土交通省関係では、平成１３年４月に１１の研究・教育機関について、平成１４年７月には自動車検査部門について、平成１５年１０月には水資源機構等６法人について、合わせて、平成１６年５月現在、１８の独立行政法人が発足している。（政府全体では１０５）

土木研究所
交通安全環境研究所
港湾空港技術研究所
北海道開発土木研究所
航海訓練所
航空大学校
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
水資源機構
空港周辺整備機構
建築研究所
海上技術安全研究所
電子航法研究所
海技大学校
海員学校
自動車検査独立行政法人
国際観光振興機構
自動車事故対策機構
海上災害防止センター

３．独立行政法人都市再生機構の設立について

国土交通省においては、平成１３年１２月閣議決定（「特殊法人等整理合理化計画」）に基づき、都市基盤整備公団を廃止し、地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合して、本年７月１日に独立行政法人都市再生機構の設立を行うこととしている。

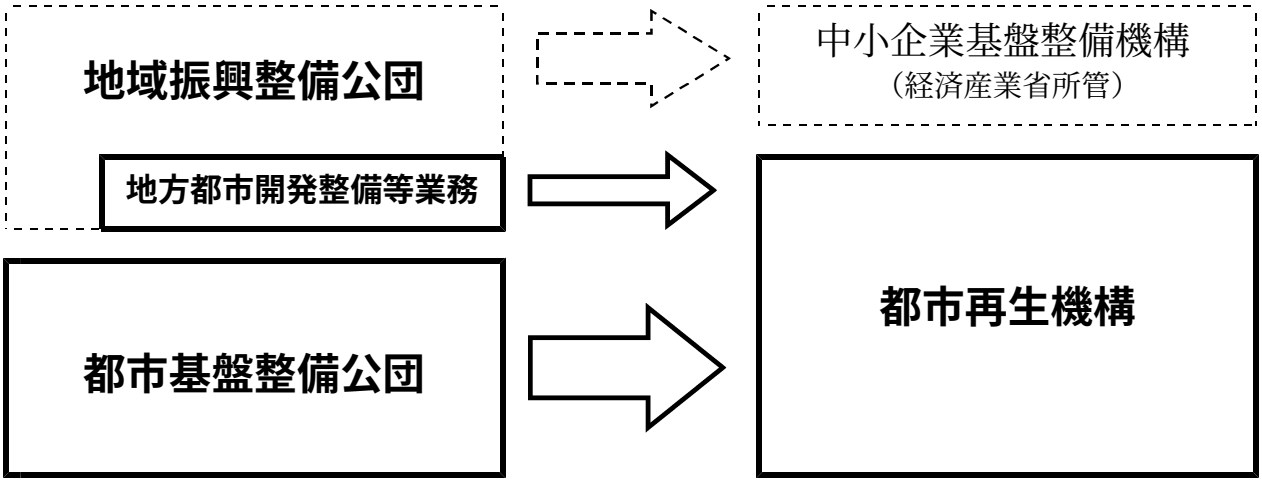

特殊法人等改革

（参考）

＜独立行政法人関係年表＞

平成９年　１２月	「行政改革会議最終報告」において、独立行政法人制度創設を提言
平成１０年　６月	「中央省庁等改革基本法」成立、中央省庁等改革推進本部設置
平成１１年　７月 １２月	「独立行政法人通則法」及び「独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」成立 ５９法人の独立行政法人個別法及び「独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律」成立
平成１２年１２月	特殊法人等について「特殊法人等整理合理化計画」を策定することを内容とする「行政改革大綱」を閣議決定
平成１３年　４月 ６月 １２月	独立行政法人土木研究所等が設立 「行政改革大綱」の内容を法制化する「特殊法人等改革基本法」成立 「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
平成１４年１２月	独立行政法人水資源機構法等の６法人の個別法成立
平成１５年　６月 １０月	独立行政法人都市再生機構法成立 独立行政法人水資源機構等が設立
平成１６年　７月	独立行政法人都市再生機構設立予定